

弘前市教育委員会会計年度任用職員(特別支援教育支援員)募集要項

【追加募集】

市立小・中学校において、様々な障がいを持つ児童生徒に対する、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う会計年度任用職員を募集します。

令和6年度の会計年度任用職員の募集に関しては、令和6年度予算成立の状況によって、募集の中止や採用を取りやめる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
なお、令和6年度予算は令和6年第1回定例会の議決を経て決定する予定です。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (特別支援教育支援員)	○授業等における学習活動の支援 ○校外行事等における安全確保の支援 ○校内における生活指導の支援 ○その他学校生活に関する支援	1人	令和6年4月1日

2 応募資格

必須となる資格や経験等はありませんが、以下の資格・経験があれば尚可です。

- ・教員免許
- ・学校教育や障がい者教育の経験

3 雇用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり(ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回(令和8年度)まで)。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
弘前市内の市立小・中学校	弘前市内の市立小・中学校	休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日) 勤務時間：日5時間程度、週25時間程度、原則週30時間未満(雇用期間中875時間を上限とし、学校の長期休業期間は原則勤務を要しない) 休日勤務：可能性有 時間外勤務：可能性有

- 5 休暇 (1)年次有給休暇：任用時に、10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2)その他の休暇（取得条件あり）：
- ・有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
 - ・無給（病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊産疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）
- 6 給与等
- (1)給料／報酬 時間額1,102円（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。
- (2)通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道2km以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代（1か月当たり月額55,000円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて31,600円以内）
- (3)賞与 期末・勤勉手当を6月と12月に関係規定に基づき支給
※勤勉手当は令和6年度から支給となる見込みです。
- (4)給与締切日 月末締め
- (5)給与支払日 翌月21日
- 7 社会保険等 社会保険（健康保険、厚生年金）：加入しない
※今後、給与改定により報酬額の引上げがあった場合には加入となる可能性あり。
雇用保険：加入する
- 8 応募方法 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入、顔写真を貼付の上、上記「2応募資格」の各免許がある場合はその写しを添付し、弘前市教育委員会教育総務課人事係（弘前市役所岩木庁舎3階）へ持参または郵送により提出してください。
- 9 申込先 〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1
弘前市教育委員会教育総務課人事係
- 10 受付期間 随時受付します。
※履歴書提出の際は封筒の表に「特別支援教育支援員選考申込」と朱書きしてください。
※随時受付のため、申込時点で採用者を決定している可能性があることをご了承ください。
- 11 選考方法 個人面接を実施し、採用者を決定します。面接日時等については、応募者

に別途連絡します。

12 服務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、サービスの宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

13 その他

(1) 地方公務員法第16条の欠格条項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

14 問い合わせ先 弘前市教育委員会教育総務課人事係（電話：0172-82-1639）